

近世儀式伝奏の機能——皇位継承儀式を中心にして——

渡辺 修

はじめに

近世朝廷制度の特徴の一つに、様々な政務や儀式について、それぞれを担当する専任の伝奏が恒常的あるいは臨時に設置されることが挙げられる。

藤井讓治氏は、慶長十四（一六〇九）年八月に伊勢内宮外宮の神官が遷宮の前後を争った訴訟について取り上げ、「朝廷の意志決定に際し大御所家康の意向が尋ねられている点とともに、その裁許が天皇―伝奏の政務機構によっておこなわれ」、「天皇―太政官機構は裁許の場とはなっておらず、またそこには摂家が関与した様子はみられない」ことを指摘している。¹⁾

藤井氏によれば、この「天皇―伝奏の政務機構」について、慶長十（一六〇五）年に伝奏が「天皇の伝奏」という性格に「武家

側に立つ伝奏」としての性格を付与され、即ち伝奏が天皇の臣としての属性を残しつつも武家による公家支配機構へと編成替えされ、同十五（一六一〇）年における後陽成天皇譲位の過程で家康が朝廷の意志形成に摂家が積極的に関与することを求めた。²⁾

こうした経緯を経て、武部敏夫氏、母利美和氏、田中暁龍氏、³⁾平井誠二氏が明らかにしたように、寛文三（一六六三）年、関白・武家伝奏とともに政務を統括する要職である議奏が創設され、⁴⁾高埜利彦氏によれば、寛永七（一六三〇）年に、摂家―武家伝奏―年寄衆（議奏の前身）のラインによる朝廷統制機構が成立し、尊号一件を除いて幕末に至るまで機能した。⁵⁾

以上のことを踏まえると、藤井氏の言う「天皇―伝奏の政務機構」に、その後に成立した議奏、藤井氏や高埜氏が指摘した天皇・朝廷に対する統制者としての摂家を含めた朝廷政務機構の解明は、

近世の天皇・朝廷研究にとって必要不可欠なものである。

しかし、藤井氏が「武家側に立つ伝奏」としての性格を付与されたと分析したのは、武家伝奏のことである。冒頭に述べたように「伝奏」と一口に言っても武家伝奏や神宮伝奏を始めとして多種類にわたる伝奏制度が展開しており、それら個々の実態を明らかにして総合し、近世朝廷の政務機構を叙述することが求められると考える。

『古事類苑 官位部一』によれば、武家伝奏や寺社伝奏以外にも学習院伝奏、元服伝奏、踐祚伝奏、即位伝奏、讓位伝奏、改元伝奏、八講伝奏、凶事伝奏、法事伝奏という数多くの伝奏が存在していたことがわかる。⁽⁹⁾

これらのなかで、武家伝奏、寺社伝奏、学習院伝奏は、常置の役職であり、それ以外は、それぞれの儀式の際に臨時に補任された伝奏であった。また、後述するように必ずしも朝廷における全ての儀式に対して伝奏が設置されたのではなかった。

武家伝奏や神社伝奏については、研究の蓄積・進展がみられるが、⁽¹⁰⁾各種の朝廷儀式に際して臨時に設置された伝奏についてはどうであろうか。既に和田英松氏、奥野高広氏、武部敏雄氏、須田肇氏、久保貴子氏による言及に加えて、⁽¹¹⁾筆者はこうした朝廷儀式の準備を担当させることを目的として補任された伝奏を研究することは中近世における朝廷儀式の執行体制を解明する一つの有効な方法であると考え、それらの伝奏を概念化して儀式伝奏と称し、

中世における成立・補任、近世における補任を明らかにしている。⁽¹²⁾

さらに、近年、井原今朝男氏が甘露寺親長の儀式伝奏としての活動や伝奏記の作成について明らかにし、⁽¹³⁾西村慎太郎氏は、文化度即位礼における即位伝奏甘露寺国長の活動について明らかにしているが、⁽¹⁴⁾儀式伝奏をはじめとする朝廷儀式の執行体制についての体系的な研究は、緒についたばかりと言えよう。

朝廷儀式は、年中行事を含む恒例儀式と、臨時の儀式に大別され、後者は、さらに性質上、二つの系統に分類される。一つは立太子、踐祚、即位、大嘗会、新嘗会、立后、讓位、改元という皇位継承などについての儀式であり、朝廷特有の儀式である。もう一つは、誕生、元服、大婚、崩御、法事という天皇及び皇族の個人的な儀礼である。⁽¹⁵⁾

近世においては、立太子、踐祚、即位、大嘗会、新嘗会、立后、讓位、改元、天皇及び東宮の元服、天皇・上皇・女院の凶事に伴う儀式、天皇・上皇・女院の中陰以下五十回忌までの法事という臨時の儀式に際して、例外はあるが、伝奏と奉行が補任された。即ち、皇位継承儀式、近世天皇の権能の一つであった改元に関する儀式、天皇をはじめとする皇族の私的儀式の執行に際して伝奏と奉行が補任されたのである。

儀式伝奏には、その存在が指摘されているものだけでも、讓位伝奏、即位伝奏、諒闇伝奏、法事伝奏、踐祚伝奏、元服伝奏、大嘗会伝奏、改元伝奏、八講伝奏、凶事伝奏がある。さらに、後述

するように、立太子伝奏、立后伝奏、新嘗会伝奏の存在もあった。

本報告は、近世朝廷における武家伝奏や儀式伝奏の機能をはじめとする朝廷儀式の執行体制を体系的に明らかにする一環として、近世における皇位継承儀式を中心に検討することを目的とする。

皇位継承儀式とは、儲君治定・親王宣下・立太子・讓位・踐祚・即位・大嘗会が主要なものであるが、後述するように東宮や天皇の元服も広義の意味における皇位継承儀式の一つに含めることができる。

近世における皇位継承については、山口和夫氏・橋本政宣氏が神仏習合に由来する即位儀礼である即位灌頂を巡る諸問題について明らかにし、⁽¹⁶⁾ 朝幕関係や院政を論じる視点から、その政治史的・社会的側面が注目され、高埜利彦氏・久保貴子氏、⁽¹⁷⁾ 野村玄氏、⁽¹⁸⁾ 村和明氏ら⁽²⁰⁾ によって研究が蓄積されてきた。また、山口和夫氏は、近世の皇位継承と代替り儀礼の構成について、先行研究と諸史料⁽²¹⁾ によって整理している。

本報告では、以上の先行研究を踏まえて、従来、十分に明らかにされていない伝奏制度を中心とした近世朝廷における皇位継承儀式の執行体制を焦点とする。

前近代においては、皇位継承は讓位によるのが原則であり、崩御による皇位継承は異例であると考えられていた。中世において踐祚といわれたのは、讓位の儀式によらない異例の皇位継承のことであり、讓位の儀式による恒例の皇位継承のことは受禪といい、

踐祚とは厳密に区別されていた。⁽²²⁾

近世において即位した、後陽成天皇から明治天皇までの十六代の天皇の中で、崩御による踐祚は五例であり、後の十一例は讓位による受禪であった。いずれの場合でも、その後、即位の儀式が行われた。本来、踐祚と即位は同じものであったが、平安時代初期以来、両者は別の儀礼に分化した。これは天皇の代替わりによる皇位の空白をなくすために踐祚という形で鏡・劍・印璽という皇位の象徴を継承することが始まりであった。⁽²³⁾ 近世においては、崩御踐祚と讓位受禪の際に劍璽渡御が行われており、崩御踐祚と讓位受禪は同様の意味をもつ儀式であると考ええる。

一 慶長十六年における皇位継承儀式の準備過程

江戸幕府の成立以降、最初の皇位継承儀式の準備過程をみていく。この後陽成天皇讓位一件は、既に藤井讓治氏によって詳述されている。⁽²⁴⁾ ただし儀式準備に伝奏が果たした役割については具体的に明らかにされていない。そこで本報告では、このことを焦点として検討する。

また、西村慎太郎氏は、慶長十六（一六二一）年、宝永七（一七一〇）年、安永九（一七八〇）年、文化十四（一八一七）年における即位礼経費の下行米を一覧にし、「慶長度即位礼の特殊性がうかがえるが、この点については中世からの連続を想定する必要」が

あると指摘している。⁽²⁶⁾

『後陽成天皇実録』によれば、慶長十五（一六一〇）年二月五日、先に後陽成天皇から讓位の意思を伝えられた家康は、朝廷に対してそれを承認し、あわせて儲皇政仁親王^{ちよこうせいしん}の加冠を要請した。閏二月十七日、家康は子女の死去を理由に讓位の延期を奏請したが、公家社会ではその準備が進められていた。

『時慶卿記』⁽²⁶⁾によれば、参議西洞院時慶は、同十二日、烏帽子^{えぼし}や白張の用意を家臣に指示し、同十四日、頭右中弁中御門宣衡と頭左大弁万里小路孝房の連名で出された讓位供奉^{ぐぶ}の触れにより、讓位節会に参議の役者として出席するように命じられ、讓位後は院司に召されるとの内示を受けた。

同十六日、時慶は孝房をはじめ複数の公卿を訪ね、今回の件について談話しており、前右大臣今出川晴季へ折箱を持参して、節会における笏の持ち様などについて質問して指南を受けている。

『孝亮宿禰記』⁽²⁷⁾によれば、左大史壬生孝亮は、同二月二十九日、大外記と讓位のことについて相談していることをはじめ、同閏二月八日に「御元服・御讓位可有之間、諸司下行方之事、書付可進之旨、從兩伝奏申來之間、諸司召寄、令書立之、広橋大納言・勸修寺中納言亭有之、而件帳兩局令進之」とあり、武家伝奏広橋兼勝・勸修寺光豊の指示によって諸司下行帳を作成し、兩名に提出したことがわかる。同九日・十日・十三日条には次のようにみえる。

九 日、乙酉、晴、就讓位、南殿御道具新調可申由被仰間、

仰行事官、令注進、

十日、丙戌、晴、南殿御装束以下調進事、行事官注申候間、
進兩伝奏、

十三日、己丑、晴、参兩伝奏、御讓位御道具調進方被仰出行
事官木工寮、

これによれば、天皇が孝亮に讓位に際して南殿の道具などを新調するように命じ、孝亮は行事官に品名を注進するように指示した。行事官がその一覧を提出すると、孝亮はそれを武家伝奏に提出した。それを受けて武家伝奏は孝亮に讓位道具の調進を行事官木工寮^{もくりやう}に命じた。

『統史愚抄』⁽²⁸⁾によれば、同十二月二十四日、政仁親王が小御所において元服したことがわかる。先述したように、家康は政仁親王への讓位を承認するかわりに、それに先立って元服を行うように要請したが、『本光国師日記』⁽²⁹⁾によれば、同年九月、金地院崇伝は、武家伝奏兩名に対して、「一、御元服之儀、先度如被仰下候、急可被成御沙汰候、（後略）」と下知し、急いで政仁親王元服を執り行うように要請した。

中村義雄氏が明らかにしたように、「元服儀礼は平安王朝の貴族社会における通過儀礼の中で最も重要な地位を占めており、就中、天皇・皇太子の場合は、為政者たる帝王としての統治上の資格付与からも重大な意義を有していた」⁽³⁰⁾ことを考えると、その元服は、広義の意味で皇位継承に関する儀式に含まれると言えよう。『光豊

公記』³¹同十五年十一月三十日条によれば、「五摂家女院江御参、広橋・予参、御元服役者御談合、」とあり、ここでも武家伝奏が深く関与していたことが伺える。

家康の意向により延期されていた讓位であったが、同十六（一六一一）年三月二十七日、土御門内裏において政仁親王への讓位とそれに伴う讓位節会が行われた。『孝亮宿禰記』³²同二六日条には、「今日、請取鳳輦、令飾之、両伝奏被点検之、漏剋者内舍人可持之由、今日、被仰出也、」とあり、儀式の前日に武家伝奏が調進物の点検を行っていることがわかる。

同四月五日には、即位由奉幣発遣日時定が行われたが、『孝亮宿禰記』同四日条には、「参両伝奏、由奉幣陣儀之事、天正度之通可相催、又於両局者可参陣之由有命、」とあり、即位由奉幣発遣日時定の陣儀についても武家伝奏が地下官人に命じて執り行わせたことがわかる。

以上のことにより、慶長十六年における後陽成天皇讓位の場合、人事については頭弁が指示し、調進や儀式執行については武家伝奏が地下官人を指揮し、全体を統括していたことがわかる。

注目すべきことは、『続史愚抄』慶長十六年四月十二日条に、「於紫宸殿被行即位礼、（中略）伝奏広橋大納言^{兼勝}、勸修寺中納言^{光豊}、二人」とあり、³³後水尾天皇の即位伝奏は、武家伝奏を勤めていた広橋兼勝と勸修寺光豊の両名が兼任していたことである。³⁴

これは、本章において明らかにしたように、慶長十六年にお

ける皇位継承儀式の準備が、家康の意向を背景にした武家伝奏によつて統括されていたことを象徴的に示していると見えよう。

その背景には、『後陽成天皇実録』によれば、同十五年四月二八日、「是ヨリ先、武家伝奏広橋兼勝、勸修寺光豊ヲ遣シ、再ビ御讓位ノ内旨ヲ徳川家康ニ伝フ、是日、兼勝等、家康奉答ノ七箇条ヲ復奏ス」とあり、家康との連絡にあたり、その意向を直接受ける立場であったことがある。

さらに注目すべきは『光豊公記』³⁵同十六（一六一一）年四月十二日条にみえる後水尾天皇即位当日の記事である。

（前略）即位也、大御所花頭^マ御見物、一乘院殿唯心御傍^ニ被候、御即位被済、大御所参内、於予亭御装束、右兵衛督殿・常陸介殿同前、御振舞献上、其以後、御装束被着、参内、又予所江御退出、御装束被改也、御相伴唯心・新広橋大納言・舟橋・予、

このように家康は、後水尾天皇の即位儀式を見物した後、宮中へ参内する際に勸修寺邸において装束の着替えを行うなど同邸を控え所として利用しており、武家昵近衆³⁶でもあった勸修寺光豊と家康は極めて親近な間柄であったことが挙げられる。勸修寺が武家伝奏に任命され、さらに後水尾天皇の即位伝奏も兼任して儀式執行を担当した背景には、こうした家康とのパーソナルな関係があったと考える。

さらに、当時の伝奏人事について考える上で、『時慶卿記』慶長

十五（一六一〇）年四月二九日条に次のような注目すべき記事がみえる。

四月廿九日、雨天、晴、伊勢ノ伝奏、如元西園へ可被返旨、大將軍ヨリ被申入ニ付テ、無是非大炊被上候由、後ニ聞之、

また、『孝亮宿禰日次記』⁽³⁸⁾五月二日条には次のようにみえる。

五月小二日、雨、午晴、神宮伝奏大炊御門大納言^{経頼卿}辞退、西園寺大納言被仰出之由申来、三日丁未、曇雨下、西園寺大納言有使参^(上)ニ、一昨日、神宮伝奏被仰出、然者長野内蔵丞状、西園寺江参云々、

以上によれば、同四月二九日、將軍秀忠から朝廷に対して神宮伝奏を元のように西園寺実益へ戻すように要請があり、五月二日、是非もなく現職の大炊御門経頼は同職を辞退し、実益がその後任に指名されたことがわかる。

その直接的な理由は定かではないが、それまでの実益の経歴をみると、慶長四（一五九九）年から同十二（一六〇七）年まで多年にわたり神宮伝奏を勤めており、大炊御門の前任者であった。また、同職へ還補された後も慶長十九（一六一四）年まで勤めている。⁽³⁹⁾

また『時慶卿記』慶長十八（一六一三）年五月六日条によれば、神宮伝奏在任中であつた西園寺実益とその子公益^{きんぎ}は松木・滋野井らの公家とともに駿府城に登城して家康に謁見し、一緒に幸若舞を觀賞しており、家康と親近な関係にあつた。⁽⁴⁰⁾

これらによれば、秀忠が朝廷に実益を神宮伝奏に補任することを要請した理由として実務経験の豊富さと大御所家康との親近な関係に基づくものであつたと考える。

以上のことを踏まえると、慶長十五（一六一〇）年における將軍秀忠の意向による大炊御門経頼の神宮伝奏更迭と西園寺実益の還補^{かんぼ}、同十六（一六一一）年における皇位継承儀式の準備が大御所家康の意向の下に武家伝奏広橋兼勝と勸修寺光豊が即位伝奏を兼任するかたちで指揮されていたことは、大御所・將軍が神宮伝奏人事を決定することを通じて朝廷の神宮行政を統括したり、武家伝奏を通じて儀式の準備や執行を統括したりすることにより、「大御所・將軍」伝奏の指揮系統を通じて朝廷政務機構を掌握しうとした一環であつたと考える。

また家康が勸修寺光豊や西園寺実益と私的な面でも親近な関係を築いていたことも注目される。つまり家康は、実務能力に秀でた特定の公家たちを近臣化し、私的にも交際して信頼関係を深めるなかで、彼らを伝奏に指名し、朝廷政務機構を掌握したと考えられる。

二 寛永二十年～宝永六年における皇位継承儀式の準備過程

寛永二十（一六四三）年における明正天皇から後光明天皇へ皇位継承儀式の準備過程について、『後光明院御元服即位等記』⁽⁴¹⁾によ

ると、慶長十六（一六一一）年における皇位継承儀式の準備過程と変化した点が注目される。

それは、寛永二十年九月二十七日、先に親王宣下を受けた紹仁親王が元服したが、慶長十六年の場合と異なり、武家伝奏の関与がみられず、それにかわって元服伝奏に前権大納言清閑寺共房、元服奉行に頭左中弁日野弘資が補任されていることである。

元服伝奏の機能については後述するが、これが近世において最初に補任された元服伝奏である。共房について、橋本政宣氏は、超越を重ねて異例の昇進を遂げ、家例にはない内大臣にまで就任したとし、その理由として二条昭実の實子であった可能性が高いことを指摘している。また、寛永六（一六二九）年には、明正天皇の即位伝奏、⁽⁴³⁾ 承応元（一六五二）には武家伝奏に就任しているが、⁽⁴⁴⁾ 上記のことを背景にしていると考える。

さらに、『官公事抄』⁽⁴⁵⁾ によれば、慶安四（一六五一）年に行われた良仁親王の元服に際しても元服伝奏として前権大納言坊城俊完が補任され、『後浄明珠院殿記抄出』⁽⁴⁶⁾ によれば、寛文二（一六六二）年に行われた識仁親王の元服に際しても元服伝奏として権大納言葉室頼業が補任されており、制度的に確立されたことが確認できる。

霊元天皇下における皇位継承儀式について注目されるのは、貞享四（一六八七）年における大嘗会の再興である。この近世最初の大嘗会についても伝奏と奉行が補任され、その儀式準備を担当

した。武部敏夫氏は、今回の大嘗会予算の削減が議せられた際、大嘗会伝奏庭田重条がこの予算では執行できるかわからないとの大嘗会経営の見込みを摂政一条兼輝に答申していることを明らかにしている。⁽⁴⁷⁾

田中暁龍氏によれば、重条は、延宝期における霊元天皇の近習衆であり、その後、⁽⁴⁸⁾ 霊元が譲位する前年の貞享三（一六八六）年に議奏、⁽⁴⁹⁾ 霊元が譲位した後の貞享四（一六八七）年に院伝奏に就任しており、同職と兼任するかたちで東山院大嘗会伝奏を勤めたのであった。さらに東山天皇が譲位した宝永六（一七〇九）年には武家伝奏に就任しており、⁽⁵⁰⁾ 霊元の親政・院政下においてその枢機に参画した公卿であった。以上のことにより、霊元は自らの近臣中の近臣を大嘗会伝奏に指名して、その再興を円滑に進めようとしたと考える。

この大嘗会再興における大嘗会伝奏と大嘗会奉行の機能について、『貞享度大嘗会日次記』⁽⁵¹⁾ 貞享四年八月二十七日条には次のような記事がみえる。

今日、大嘗会有行事所始事、先例於禁裏有此事、然永享以後、依大嘗会断絶、不成行事所始候、（中略）其上、此度依諸事省略、於予帝如形行事所可遂行之由、大嘗会伝奏、奏權申納言、重条被仰渡候間、伊勢高宮遷宮之以行事所始之法律之、（後略）

これによれば、貞享四（一六八七）年八月二十七日に大嘗会における最初の儀式である大嘗会行事所始が執行された。先例では、禁裏においてこの儀式は行われたが、永享以後、大嘗会が断絶したことにより、この儀式も行われておらず、その上、今度も諸事

により省略することになっていたが、靈元上皇が大嘗会伝奏重条を通じ、大嘗会奉行園基勝に対して形式通りに大嘗会行事所始を遂行するように命じ、基勝は伊勢両宮遷宮行事所始の方法によってこれを執行したことがわかる。

貞享の大嘗会において著しい儀式の省略が行われたことは、武部敏夫氏が明らかにし、⁽⁵²⁾今江広道氏も貞享の大嘗会行事所始について、一下級官人である右史生紀重基の私邸の敷地内において密かに形ばかりのを行ったに過ぎないとして、この儀式が略儀であったことを明らかにしている。⁽⁵³⁾

しかし、略儀であったとはいえ、大嘗会伝奏が上皇の命を大嘗会奉行に伝え、奉行が儀式を執行したことは注目すべきである。基勝は伊勢両宮遷宮行事所始の執行方法をこの儀式に応用したが、『公卿補任』貞享三（一六八六）年と同四年の項によれば、神宮奉行を勤めており、このときの経験が活かされたものと考えられる。以上のことにより、二二〇年間にわたって途絶していた大嘗会が再興するに際して、儀式伝奏と儀式奉行の補任が有効に機能したことがわかる。

基勝は、その後、この経歴を活かして宝永二（一七〇五）年十一月二八日から同三（一七〇六）年九月八日迄と同五（一七〇八）年七月二六日から同六（一七〇九）年十二月二日迄の二度にわたり、神宮伝奏を勤めているが、⁽⁵⁴⁾注目すべきことは、宝永六年における東山天皇讓位の際である。

『基熙公記』⁽⁵⁵⁾同五年九月十六日条には、「来春、御讓位伝奏、園大納言、奉行、頭弁被仰出、」とあり、翌年六月二一日に行われた東山天皇の讓位に備えて、権大納言園基勝が讓位伝奏に補任されており、これは近世における初めての讓位伝奏の補任であった。

その背景には、基勝が神宮奉行や神宮伝奏を歴任していたことに加えて、久保貴子氏が明らかにしているように、基勝の叔母にあたる園基子が、後水尾院の後宮で且つ靈元天皇の生母、新広義門院であり、基勝は靈元天皇の近習衆であったことにより、⁽⁵⁶⁾その信任が極めて厚く、貞享四年には、その讓位儀式の奉行を勤めたことがあった。このときは、讓位伝奏がおかれておらず、基勝が一手に取り仕切っていたことから、⁽⁵⁷⁾こうした実績を踏まえて、次の代において讓位伝奏に補任されたと考える。

靈元の在位中及びその院政下においては、このほかにも天和三（一六八三）年二月九日に立太子、同十四日に立后、貞享四年一月二三日に東宮元服、宝永八（一七一）年元旦に天皇元服という中世において途絶した皇位継承に関わる儀式が相次いで再興され、このうち、立太子と立后は、東山天皇下において、それぞれの儀式伝奏が補任され、東宮元服と天皇元服は再興当初から伝奏と奉行が補任されている。

例えば、永徳四（一三四八）年に執行された後小松天皇の元服以来、三二七年ぶりに再興された天皇元服の儀式である中御門天皇元服の伝奏について、『中御門天皇御元服伝奏事』⁽⁵⁹⁾によってその

機能をみていく。

同書の宝永六年十月二九日条によれば、権大納言大炊御門経音が摂政近衛家熙の邸宅に招かれ、来春の天皇元服に際して伝奏を勤めるようにとの意向が示された。経音は固辞したが、「是非御請可申」との近衛の意向が示されて受諾することになった。さらに、近衛は元服奉行に頭左中弁露寺尚長を指名した。

この後、大炊御門は、宝永七（一七一〇）年二月十一日から同八（一七一一）年三月一日迄と正徳元（一七一一）年十二月二三日から同二（一七一二）年七月八日迄の二度にわたり、神社伝奏の筆頭に位置づけられる神宮伝奏を勤め、同七月七日には議奏に就任しており、⁽⁶¹⁾摂政近衛からの信頼が厚い公卿であったと考える。

山口和夫氏は、宝永七年における摂政近衛家熙の太政大臣任官や正徳二年における家熙女尚子の入内は、ともに院政第二期の霊元院が治定し、この時期、⁽⁶²⁾霊元院が近衛家を厚遇し、融和を図ったのではないかとしており、摂政近衛も、霊元院による委任のもとに天皇元服儀式の再興にあたったと言える。さらに同条には次のようにみえる。

摂政云、御理髪事并式亦事、先日、於皇居左大臣へ被仰候、且内蔵頭堯言能冠、御冠御元服以下之御装束事可申渡旨被申、頭左中弁ニハ両局・出納亦調進物亦可申付由被談候、右為御請、禁裏・新院へ参抵、尤尚長朝臣同道、夫ヨリ尚長朝臣亭へ参入、堯言朝臣召遣、能冠・御冠・御元服以下之御装束可

被存知之旨申渡了、則御請、予云、天皇御元服事久々絶畢之間、委細調進物亦書付来月十日比ニ経音・尚長朝臣此兩人亭へ可給之旨申渡候、夫ヨリ左府^{輔美公}参入、伝奏・奉行事被仰出候旨申入、則彼公対談、御理髪并式亦事申入了、其外無別事、予対尚長朝臣云、両局・出納亦明日五ツ過彼愚亭へ可参之旨被申渡申入候、夫よ里帰宅、（後略）

摂政近衛は、先日、天皇の理髪と元服儀式のことを左大臣九条輔美に依頼したが、この日、元服伝奏大炊御門には、内蔵頭山科堯言に能冠、即ち、天皇元服のときに置かれ、加冠・理髪の役を補佐した役や御冠・元服儀式に必要な装束の準備を申し付けること、元服奉行甘露寺には、両局・出納に調進物を申し付けるように命じた。

大炊御門は甘露寺に同道して甘露寺邸へ参入して山科を招き、天皇元服における調進物の詳細な一覧を来月十日頃に兩名の邸宅に提出するように命じた。その後、兩名は九条邸に参入して対談し、天皇の理髪と元服儀式のことを改めて依頼した。対談後、大炊御門は甘露寺に両局と出納に明日五つ過ぎに自邸に来るように指示したことを伝えた。

同十一月一日、自邸を訪れた大外記押小路と左大史壬生に対して、大炊御門は、調進物の準備、「調進物^ホ輩違乱無之様」にその準備過程において地下官人によるトラブルがないように統制すること、調進物の書付を来月十日頃までに伝奏・奉行のもとへ提出

することを命じている。

同日、大炊御門が摂政近衛邸に参入して対談した。近衛は唐櫛笥など先年における新院の東宮元服の際に用いられただけであり、今度、潤色を加えて用いられるべきか判断し難いこと、調進物などの書付を必ず十日に両局・出納・内蔵頭などに提出させるべきこと、下行米の件は、その書付が提出されてから処置することと述べ、冠には漆を塗るが、特に天皇が着用する物であり、早く調進するように山科に指示することを命じた。

大炊御門は承知した旨を答え、来る十日に調進物の書付を御覧に入れる旨を答えた。退出した大炊御門は内蔵頭山科に御用の件で自邸に来るように指示し、訪れた山科に冠に漆を塗る作業を速やかに行うこと、摂政に報告することを命じた。

山科は承知した旨を答え、出納平田職周、内堅中原康布などが来談した際、調進物として知り得る分について来る十日までに遅々なく元服奉行邸へ一覧を提出するように指示した上、先年に行われた新院の東宮元服における調進物の書付も一緒に提出するように命じた処、中原は、そのときには一覧の提出を元服伝奏と奉行に提出することは求められなかったこと、下行米の件は、元服伝奏が七石、元服奉行が六石、地下の輩が一石を拝領したことを述べた。

同九日、両局が大炊御門を訪れ、奉行邸に調進物の書付を提出したこと、天皇元服は長らく絶えていたので調進物も知り難く、

旧記をそのまま書き付けて提出したこと、由奉幣のことは、先年も即位の際に左官掌が承ったこと、今度も由奉幣の御沙汰は左官掌へ仰せをいただきたい旨の願書を提出することを述べた。その後、大炊御門は山科に使者を送り、調進物の書付を自邸に持参するように指示した。

同十日、大炊御門は仮殿皇居に参内し、甘露寺と対談した。甘露寺は、昨夜、両局からの調進物書付一帖、貞享度における東宮元服の調進物書付二枚、左官掌よりの願書一通を受け取った旨を報告した。大炊御門は検討して摂政近衛に伺うと回答した。次に山科が来て、調進物の書付を提出した。

同十一日、大炊御門は仮殿皇居において近衛に面会し、先日、両局が提出した三種類の書類を提出した。近衛はそれらを一覧すると、由奉幣の調進役願書は、その写しを新院に提出し、意向を伺っておくこと、由奉幣上卿等についても同様にすることを述べた。大炊御門は明日にも参上して新院の御意を得たい旨を述べた。近衛はやがて新院のもとへ参るので待つように指示した。大炊御門が留守にしていた間、その邸宅を行事官の采女が訪れ、元服の調進物作成を願った。

同十三日、大炊御門は近衛を訪れ、由奉幣上卿人事について「誰人二而も可有哉、」などの質問をし、近衛は「粗相考候処、大概、一上之上卿之旨」と回答した上で「此義モ兎角 新院へ得御内意候てから可申渡旨」などと述べた。同十四日、大炊御門は近衛を

訪れ、「左官掌出候訴状二而ハ、少々相濟難申旨」と自らの意見を述べた処、近衛は、「尤之条、能々吟味可然旨」と応じている。

同十八日、先日、調進願書を提出した左官掌小野氏辰が大炊御門邸を訪れ、先日、願書の不備を大炊御門から指摘されたことを踏まえて、大蔵省も同様の願書を提出することにあわせて、提出し直したいと願いだした。大炊御門は了承して願書を返却した。

同十九日、官務壬生章弘が大炊御門邸を訪れ、左官掌が願書を再提出したが、大蔵省も願書を出すのであり、まだ到来していないなどと述べた。大炊御門は「一々聞届了、大蔵省訴状明日已剋前まで認、持参候様、左官掌訴状一所二撰政へ可入御覽」と述べた。

同十九日、壬生が大炊御門邸に大蔵省の願書を持参した。その後、大蔵省の堀川近江守が大炊御門を訪れ、由奉幣の調進担当を願いだして退出した。使王代の川越兵庫頭も同様に訪れ、由奉幣の際、伊勢へ旧例の通りに参向することを願いだして退出した。同二十日、大炊御門邸を訪れた真継刑部少輔は、旧例の通りに齋部代が伊勢に参向することを願いだした。大炊御門は聞き届けたと述べ、元服由奉幣は途絶していたので、即位・大嘗会などの由奉幣に準拠するのがよいと命じた。

同二十四日、大炊御門は近衛邸を訪れ、左官掌と大蔵省の訴状を披見に入れた。近衛は由奉幣のことについては、新院から何の指示も出されていないので、これらの願書の是非を回答することは

できないと述べ、預かっておくとした。また、近衛は由奉幣については即位伊勢一社奉幣に準拠し、下行帳のことも神宮奉行に申し付けるように命じた。さらに大炊御門が使王代と齋部代等が旧例のように参向を願っていると述べると、撰政はそれでよい旨を回答した。

同十二月二日、近衛は大炊御門と休息所で対談し、下行米のことも京都所司代と合意し、所司代が千五百石から二千石も出すと述べたことを語った上で、今度の由奉幣について、貞享度由奉幣の格式に倣うのが適当であること、上卿は左大臣の例があるが、左大臣九条輔実が多忙につき、右大臣二条綱平に命じられるとのこと、宣命の清書は、藏人右少弁烏丸光栄が適当であること、元服の日時は来年正月二日を予定し、元日の節会は三日に延引すること、小道具は新調されたものを用いることなどを指示した。

その後、自邸に戻った大炊御門は高橋采女正を召して、元服節会の際に鯛醬一盃、鯛平切一盃を調進すること、その際の配膳図を明晩までに自邸に持参することを指示した。

同三日、大炊御門は自邸を訪れた山科民部に対して加冠・理髪の際に用いる手水具の調進を命じたが、山科は貞享度においては「古物」を用いられ、その際には、内侍所より密かに受け取り、主水司に渡したと述べた。大炊御門は、一応、撰政の御意を得てから指示すると述べた。その後、高橋采女正が来て、昨日、持参を命じた図のほかに、先年の東宮元服において腋御膳を調進した

際の配膳図も持参し、今度も願ひ出る旨を述べた。

同日、大炊御門と甘露寺は近衛邸を訪れて対談し、調進物の書付などを一々見せた。近衛は兩名に対して、来る九日の元服日時定ならびに由奉幣発遣日時定の上卿を元服伝奏大炊御門が勤め、元服奉行甘露寺はその奉行を兼任すること、来る十二日の由奉幣発遣上卿には、右大臣一条が任命されることなどを伝達した。大炊御門は近衛に由奉幣発遣の弁に蔵人左少弁清閑寺治房を推薦し、近衛も承認した。さらに、大炊御門が山科から報告された加冠・理髪の際に用いる手水具に「古物」を用いることの是非を問うと、近衛はそれを是とした。

同日、大炊御門が参内して表使に対して由奉幣発遣に付き、御馬料を例幣のように用意することを長橋局に伝えるように命じた。その後、近衛のもとを訪ね、出納の書付を披見に入れた。近衛は大炊御門に今度の由奉幣で中臣・使王・忌部代を催すのか尋ね、大炊御門が催すと答えると、忌部代を真継、使王代を河越、幣帛を左官掌と大蔵省が担当するように命じた。

同九日、大炊御門は束帯を着けて参内し、元服日時定ならびに由奉幣発遣日時定の上卿を勤め、同十三日には、由奉幣発遣が行われた。同十八日、新院が逝去したため、皇位継承に関する一連の儀式は遅延し、『統史愚抄』⁶⁴によれば、宝永七（一七一〇）年十一月三日、再び即位及び由奉幣日時定が行われ、同七日、即位由奉幣発遣、同十一日、即位礼、同十二月二三日、元服由奉幣、同

八年正月一日、紫宸殿において天皇元服が行われた。

三 享保二十年における皇位継承儀式の準備過程

『通兄公記』⁶⁵享保十九（一七三四）年四月二日条によれば、中御門天皇の召しにより参内した武家伝奏、議奏、春宮大夫の徳大寺実憲、近習の每番上臈であった権大納言久我通兄などの公卿たちに対して、来年春夏の間に讓位、冬に即位を行うことが治定された旨が伝達された。その後、通兄は、近習相番の公家衆を集めてこの旨を伝達した。

同六月十九日条には、「来年御讓位・御受禪三月、御即位十一月可被行之旨、今日被定、」とあり、これを受けて、七月二日条には、「已剋参内、来春讓位・受禪伝奏之事被仰下、」とあり、久我通兄が讓位伝奏に補任されたことがわかる。

同二十（一七三五）年一月二三日条には、「参関白、頭弁同参、今日、被献御讓位次第、」とあり、関白近衛家久に讓位の儀式次第を提出している。また、「今日、内々被仰下御讓位以後院伝奏・評定等云々、」とあり、天皇近習の筆頭として内々の人事についても告知される立場であったことがわかる。同二月一日条には次のようにみえる。

依召、已剋参内、御讓位日限御治定干来月廿一日之由、武家伝奏両卿・議奏（中略）等伝仰、伝仰相番之衆、先是関白召下官・

頭中将・頭弁等、被仰日限御治定之事（中略）則三人共以女房賀申、今日、被定御讓位之後、祇候于院中之人々、當時、近習輩之中、御讓位之後、院中祇候、春宮大夫・（中略）之外者、如元可為近習之由、武家伝奏・議奏等召下官、被伝仰、以下人々下官可示伝之旨被告、仍伝仰了、

これによれば、讓位の日が天皇によって治定され、近衛から讓位伝奏久我らに伝達された。久我は武家伝奏・議奏から天皇近習は讓位後の院中祇候の人以外は新帝の近習たるべしとのことを当該公家に伝達するように命じられたことがわかる。以上のことにより、通兄が讓位伝奏に補任された理由は、天皇の近習公家衆などへの伝達役を果たしており、近習衆のなかでも筆頭の立場であったことと考える。

『盈春卿記』同日条には次のようにみえる。

一、依被招引、入夜、参清閑寺頭右大弁秀定朝臣之許、局務師守・出納職甫等同之、暫而被面謁、頭中将基植朝臣有同座、両頭被命云、御讓位日限来月廿一日御治定之間、可存其旨、亦催方之輩江茂可申伝之由也、将又、来六日午剋、劍璽渡御、調進物可被一覽之間、入自日之門、内侍所之辺江可持参、其上二而可有案内之由被命、申承之由、自其参久我大納言通兄卿之許、御讓位日限御治定、恐悦奉存之由申之、亦劍璽渡御調進物来六日御一覽可被成二付、持参可仕之由等令承知之由申入之畢、

これによれば、みづはる官務壬生盈春が局務中原師守・もろもり出納平田職甫と讓位奉行頭右大弁清閑寺秀定に招引され、面謁すると、頭中将東園基植もとえだも同席して両頭から讓位日限が来月二一日に治定された旨を伝えられ、それぞれの催方の面々にも伝達するようにとのこと、さらに、来る六日午剋に劍璽渡御の調進物を一覽するので、日御門から入り、内侍所の辺へ持参するようにとのことなどが命じられ、三名は承知した旨を答えた。その後、三名は讓位伝奏久我を訪れ、同様の旨を申し伝えている。『通兄公記』三月十九日条には次のようにみえる。

参内、在別記、今日、御讓位・警固・固閑也、右大将・難波中納言・新宰相中将・武者小路前宰相等列座、右大将被授一紙、下官書写之、御受禪之後之近侍輩當時、祇候東宮、御受禪之後、被加近侍輩、近侍而御受禪之後、如元近侍輩等也、可廻覽之旨被示、

これによれば、通兄は議奏から讓位後の新帝近侍の公家衆が遵守すべき事項が記された一紙を渡され、書写したが、それを廻覽させるように指示されたことがわかる。『御湯殿上日記』68によれば、同二一日に讓位受禪の儀が行われている。『八槐記』69同二三日条によれば、太上天皇の尊号宣下と開闔解陣が行われ、「早旦、参内、頃之、伝奏源大納言参入、相共催諸事、上卿以下参集之後、献散状二枚、」とあり、久我也参内し、詳細は不明であるが、諸事を取り仕切っていることがわかる。

改めて久我通兄の経歴をみていくと、中御門天皇の讓位伝奏↓

議奏↓武家貢馬御覽伝奏↓武家伝奏と歴任した後、宝暦四（一七五四）年には右大臣に就任しており、桜町・桃園天皇在位下における朝廷の枢機に参画し続けた公卿であったと言えよう。天皇近習衆の筆頭の立場から皇位継承儀式の伝奏に就任し、それを契機として要職へ登用された典型的な事例である。

四 延享四年における皇位継承儀式の準備過程

延享四（一七四七）年五月二日に行われた桜町天皇の譲位について、このとき讓位伝奏を勤めた権大納言中山栄親が記した『延享讓位伝奏記』⁽⁷²⁾に拠ってみていく。本史料は、宮内庁書陵部に所蔵されており、近世における讓位伝奏の職務記録として希少なものの一つであるが、まず中山栄親とは如何なる公卿であろうか。

拙稿によれば、栄親の要職への昇進順序をみると、中御門天皇凶事伝奏↓新嘗会伝奏↓桜町天皇近習衆↓内々衆↓賀茂伝奏↓明年革命当否諸道勘申宣下伝奏↓改元伝奏↓桜町天皇讓位伝奏↓神宮上卿↓議奏であり、儀式伝奏や神社伝奏を歴任して議奏に就任し、朝廷の枢機に参画するという近世の天皇・摂家側近公卿の典型的な昇進順序であった。

特に桜町天皇下の元文五（一七四〇）年に再興された新嘗会に際して、右大臣一条道香の推薦と関白一条兼香の主張によって新嘗会伝奏に登用され、それに伴って桜町天皇の近習衆に召し加え

られたことは、天皇近習衆は必ずしも天皇側近ではなく、摂家側近の場合もあったことと共に、栄親以降、近世後期において朝廷の枢機に参画した有力公卿を輩出した中山家の政治的基盤が一家との密接な関係であったことを明らかにするものとして注目すべきである。⁽⁷³⁾

また、讓位伝奏を勤めた直後の延享四年六月二日に神宮上卿に補任され、これ以降、三度にわたって同職に補任されている。⁽⁷⁴⁾ 栄親は、神宮上卿としても注目すべき足跡を遺しており、享保十六（一七三一）年における神宮伝奏から神宮上卿への名称変更のあと、最初にまとまった神宮上卿の記録を作成したのが、栄親であった。

栄親の記した、『神宮上卿記』は、『玉葉』をはじめ、古代、中世の記録中に記された、神宮上卿が避けるべき穢れに関する公家の説が書写され、自説も書き加えられていることにより、中山家や正親町家の公卿をはじめとして神宮上卿を勤めた公家衆に多大な影響を及ぼしたのであった。⁽⁷⁵⁾

『延享讓位伝奏記』に記されている、延享四年に執行された桜町天皇の譲位に関わる儀式は、五月一日、警固固閑、同二日、行幸并御讓国之儀、同三日、大庄子膳御、同四日、開閑解陣と大庄子御膳、同七日、尊号宣下であった。同書によれば、それらの準備過程は次の通りである。

讓位儀式の約五ヶ月前にあたる同三（一七四六）年十二月二二

日、小御所において関白一条道香は中山栄親に來年の御讓位御受禪伝奏に就任するよりのと、桜町天皇の命を伝えた。中山は、「愚昧之質、御大礼頗不便、」との理由によって辞退したが、関白一条は再度要請し、中山は就任を承諾した。讓位奉行には頭右中弁坊城俊逸が指名された。

同二四日、関白一条は、参内した讓位伝奏中山に讓位の当日新院が仙洞御所に行幸し、同所にて節会と劍璽渡御が執行されることなどを伝達した。同二五日、中山は、官務左大史壬生盈春と局務大外記押小路師元を呼び、讓位奉行坊城と共に、昨日、関白から伝奏・奉行への就任を伝宣された旨を述べ、寛永・宝永・享保の讓位儀式と宝永の遷幸、享保の仙洞御移徙などの下行帳と調進物の一覽などを提出するように命じた。兩名は承諾した。同二八日、出納平田職甫が中山のところへ来て、昨日、坊城から先日のことを聴き、承諾した旨を述べた。

同四年正月九日、讓位伝奏中山は、滝口を勤める平清興と源宗規等に参役願書を讓位奉行坊城に提出するように命じた。同十一日、坊城から中山に寛永・宝永・享保における讓位儀式と宝永遷幸の下行帳が届けられた。同十六日、河越兵庫頭が参役願書を讓位奉行坊城に提出した。出納が中山に中御門院御移徙車方下行帳の写しを提出した。

同十八日、中山のもとに出納が来て、御蔵小舎人が三関使役を申請する一紙を讓位奉行坊城に提出した旨を伝えた。同二二日、

出納が来て、享保度蔵人方調進目録を坊城に提出することを伝え、下臈北面の参役願書一通を中山に提出したが、中山は讓位奉行坊城に提出することを命じた。

同二六日、讓位伝奏中山が関白一条を訪れ、昼御座と朝餉御座に敷く茵の調進をどのように申し付けるべきか、現在用いているのは刺繡のない唐錦端や刺繡のある縹縹端であるが、何様を用いればよいか命じられるべきであると述べた。関白は諸司の調進物は享保度のようにすべきと命じられ、調進物や地下官人への下行物について詳細に指示を行った。同二七日、中山は議奏八条隆英に新天皇の靴などの寸法を尋ねた。

同二月四日、関白一条は讓位伝奏中山に行幸・劍璽渡御に参仕する堂上公家へ下行が給付されるように武家伝奏と打ち合わせることを命じた。同五日、中山と坊城が参内すると、関白一条は儀式の内弁に右大臣近衛内前を指名し、その承諾を得たことを議奏に付して天皇に奏聞するように命じた。中山と坊城の兩名は議奏に付してこのことを奏聞した。

その後、関白一条は中山に出車がか点検するように命じた。中山は一条に賀興丁の服装をどのようにすべきか、宝永遷幸のときは、浄衣、浅黄の指貫、立烏帽子であったと伝え聞いていると述べた。関白一条は、天皇の意向は宝永遷幸の例に拠るべきであると述べた。次に讓位伝奏中山は賀興丁の服装と出車二輛用意のことを催方に命じるよりのことを讓位奉行坊城に伝え

た。

同八日、中山は武家伝奏久我通兄と葉室頼胤と談じて、出納が申請した台盤三脚は、宝永年間における調進以来、年序を経るにより損色に及んでいるので、新調するべきではないかとのこと、また大宋の屏風を修覆するべきではないかとのことについて、これは讓位に関するのではないので、武家伝奏に依頼することを打ち合わせた。

同十二日、坊城が中山に大床子御膳における蔵人方の出納・御蔵小舎人・主殿司参勤に伴う下行、大殿祭における出納・御蔵小舎人参仕と調進物である清涼殿の掌灯と祭主の脂燭などの下行願書二通を送付した。同十五日、関白が参内した中山に宝永遷幸における駕輿丁の員数と御輿長は何等の者が出仕したか尋ね、明日報告するように命じた。中山は、官務を召してこのことを尋ねた。

同十六日、官務から注進があり、宝永度における御輿長・駕輿丁の員数は六十人とのことであった。中山は関白にこの旨を報告した。関白は、中山と彼らの装束について相談した。

同十九日、中山は参内した際、山科内蔵頭に平胡籙の員数と損否の状況を検察し、報告するように命じた。

同二十日、中山は関白一条を訪れ、主殿寮の伴重威・佐伯職秀と行事官が鳳輦の雨皮調進を申請し、主殿寮は古図を根拠として調進を希望しているが、行事官は古図がなく、武家伝奏からどのように処理するか、問い合わせが来ている旨を述べた。関白は古

図を根拠として主殿寮による調進を命じた。さらに同条には次のような注目すべき記事がみえる。

予潜申云、一日命曰下御所節会雨儀之料・公卿参列之路、并内弁・宣命使等堂上之路、用油障子、可作屋根事、員数多、且当日、急速ニハ難構、兼而於立柱者可為行幸之妨、以承安玉葉之趣、用笠如何、公曰善、猶候天氣、可被命、

これによれば、中山が関白一条に対して、先日、関白が讓位当日に雨が降った場合に公卿参列の路や内弁・宣命使など堂上公卿の路に油障子を用いて屋根を作るようにと命じたことについて、員数が多く、且つ当日、急には構え難いことに加えて、柱を立てておくことは行幸の妨げになるので、『玉葉』承安年間の記事により笠を用いることはどうかと提案した。関白はよいと回答し、なお天皇の意向を伺った上で命じられると述べた。同条には、続けて『玉葉』承安三（一一七三）年正月一日条における記事が引用されており、それは次の通りである。

（前略）

一、此内裏節会、雨儀之時、内外弁等参上路如何、被命云、放縁、可作仮屋敷、

余申云、是兼日案也、臨時甚雨、為之如何、
命云、頗難治事歎、但至臨時処分者不可及儀式、只可用笠也者、

（後略）

これによれば、右大臣九条兼実が関白藤原基房に対して、内裏節会が雨儀うぎのとき、内弁や外弁の参上路をどうするか尋ねると、関白藤原は仮屋を設けるように命じた。これに対して右大臣九条は臨時に激しい雨が降った場合はどうするか尋ねた。関白藤原は笠を用いるように命じた。以上の記事を根拠として中山は関白にこの提案を行ったのである。

先述したように中山榮親は、『玉葉』をはじめとする古代・中世の古記録を研究していた。『兼香公記』によれば、元文五（一七四〇）年五月三十日、一条道香邸に中山をはじめ五条為範・高辻総長・庭田重熙などの公卿が集まり、一条が主催した「中右記会」、即ち、『中右記』の研究会が開かれている。これを皮切りに同年には、一条邸において「中右記会」をはじめ、「玉葉会」・「玉葉・中右記会」が頻繁に開催されており、その全てに中山は出席していた。⁽⁷⁶⁾こうして得た知見に基づいて中山は先述した提案を行ったと考える。

同二三日、中山は関白一条を訪れ、御輿長や駕輿丁などの装束の注文を武家伝奏が行った旨を報告した。

同二四日、中山と坊城が参内すると、関白一条と武家伝奏は鳳輦ほうけんに御網を掛けるべき箇所と南階の御輿寄などを点検した。その後、武家伝奏らが中山に駕輿丁の装束について何様を用いるのか尋ねると、中山は「伏見院朝覲記文」と「年中行事絵」に拠って新調されるので、それらの絵図に従う予定であると答えた。武家伝奏

らは承諾し、装束師の注文を見ると、白袴しろはかまの裁縫は指貫の様であるがよいか尋ねた。中山は、上結うわむすびは不適切であり、垂袴たればかまが適切ではないかと答えた。武家伝奏らは承諾した。

三月五日、中山は両局に対して宝永六（一七〇九）年における劍璽渡御と遷幸に六衛府の官人が供奉する際の装束や隨身の武具について注進するように命じた。同七日、局務から中山に隨身の装束・武具について注進があり、劍璽渡御・遷幸ともに、鬨けつぎの袍ほう・帯剣たいけん・壺胡籙つぼやなくいということであった。

その後、中山が参内すると、武家伝奏久我通兄から鳳輦を覆う筵ひらについて尋ねられた。中山はその詳細は知らないが、現在はお車にも筵はなく、省略しても構わないと答えた。中山は関白一条にこの遣り取りを報告すると、関白は承諾し、久我に伝えるように命じた。

同九日、官務から中山に六衛府の官人が供奉する際の装束について注進があり、劍璽渡御・遷幸ともに鬨けつぎの袍ほう・壺胡籙つぼやなくいということであった。⁽⁷⁷⁾

同二十日、中山は取次の飯室越前守に平胡籙二箱・箭せん百四筋などに修補を加えるように命じ、昨日、山科師言に官庫から出させたものを渡した。同二二日、中山は参内して武家伝奏と面会し、御輿寄代の組み立てにかかる日数のことを尋ねた。武家伝奏は明日から二四日までの三日間で行うなどと回答した。

同二二日、中山と坊城が参内すると、関白、武家伝奏、議奏が

讓位儀式を来る五月に行うべきとの天皇の決定を下知した。同二八日、関白一条は参内した中山と坊城に開闔解陣次第を作進するよう命じた。また、尊号宣下は、開闔解陣と別日に行われるが、下行支給においては問題ないとのことを武家伝奏が述べているので申し合わせておくように命じた。

同二九日、中山は参内し、武家伝奏久我通兄に先日関白一条から指示された尊号宣下の下行米について相談した。四月十三日条には次のような記事がみえる。

十三日、午剋許参内、博陸参入、

一、劍璽渡御、辻可為五ヶ所欵、其一桜町殿南大路、東七間貳尺貳寸、西七間三尺

同西大路有一辻、九間貳尺四寸五歩、内裏南大路、東十間四尺六寸、西十二間二尺二寸、

此五箇所可引幔、丈尺増于宝永者、早丈尺并用度之數亦大藏省可注進之旨可有下知于官務之由、授図、示藏人弁了、

これによれば、参内した中山に対して関白一条は、劍璽渡御についての指示を行った。劍璽渡御とは、踐祚に際して、新帝が古来皇位の信徴とされた劍と璽を相承する儀式であり、踐祚讓位儀式の中核を占めた。劍璽渡御は、古制では新帝と先帝の御座所が異なる場合には、近衛府の中将ないし少将が劍璽使となつてこれに奉仕し、同殿の場合には内侍より直ちに新帝に上るといふ慣例であった。⁽⁷⁸⁾

このときの関白一条の指示は、劍璽渡御のとき、先帝の御所から新帝の御所まで五ヶ所の大路があり、それぞれに幔を引き、そ

の丈尺は宝永年間るときよりも増加させること、早く大藏省が丈尺と費用を注進するように官務より下知すべきとのことであった。中山は坊城に図面を与えて以上のことを伝えた。

さらに、同日、関白は中山と坊城に対して折紙をもって讓位の際における行幸と劍璽渡御に供奉する公家の名簿が伝宣された。同十五日、関白一条が中山に劍璽渡御の大路に敷く筵を六百枚調進するべきことを下知するように命じた。中山はこの命を坊城に伝えた。また、「下行帳草可相調之旨」を官務に命じた。

同十八日、関白一条は中山を招き、行幸と讓位の次第を作進して天皇に奏聞するように命じた。中山は直ぐに参内し、議奏を通じて次第を提出した。また、議奏が中山と坊城に劍璽渡御の際、劍を左中將家季に、璽を頭中將に奉仕させるようにとの天皇の命を伝えた。坊城はこのことを兩名に伝え、彼らの承諾を得たことを天皇に奏聞した。

同二十日、中山は武家伝奏に面会し、讓位儀式における武士の警固について相談した。中山は、桜町殿は狭小につき、警固には及ばないが、中門の外で少々付武家に警固してもらいたい旨を要請した。

同二一日、関白一条は参内した中山に対して「劍璽渡御、各召具・下品之者不可行列、近衛陣大将以下一向不可有召具」とあり、劍璽渡御の行列に奉仕する公家は、近衛大将以下も含めて、奉仕する際に従者や下品の者たちを伴つてはいけなさと指示した。

同二六日、中山は関白一条の指示を受け、行幸・劍璽渡御・警固々関に供奉する公家や武家たちに「制禁之条々」と題された当日の制約及び禁止事項を触れ廻した。それらは、全部で三通あり、武家伝奏と幕府側の行列奉行にも伝達された。そのうち同日条にみえる三通をすべて掲出する。

一、諸大夫間ヨリ可有御昇降候事、

一、以同所為御休所事、

一、召具之輩不可被入台盤所高遣戸階之辺事、

一、召具之輩不可有猥簡間敷儀候、而武家警固之内、神妙被

致候様可被仰付候事、

右之通、来月一日、警固々関御参役之節、召具之輩急度相守様ニ可被仰付候、此旨可申入由被申付、如是候也、

正親町家 雑掌

四月

中山家 雑掌

右一通

『公卿補任』によれば、正親町実連は、五月一日に行われた警固関の奉行を勤めており、⁽⁷⁹⁾中山栄親は、讓位伝奏であったが、この制約及び禁止事項は、警固関に供奉する武家たちに、正親町・中山の指示を受けた、両家の雑掌が連名で出していることがわかる。

一、来月二日、行幸供奉御参内之節、御台所御門ヨリ被遊、御

参候、而自諸大夫間可有御昇降候事、

一、御参集所諸大夫間ニ被構候事、

右之通、可申入之旨被申付、如是候也、

坊城頭弁家 雑掌

四月

中山大納言家 雑掌

右一通

これは、讓位伝奏中山と讓位奉行坊城の雑掌が連名で出しており、五月二日に行われた行幸に供奉する武家たちに向けて出された、当日の制約及び禁止事項である。

行幸

一、召具両人之外者御門外ニ可被留候事、

但大臣之御方者三人被召連候事、

一、御門外ニ被留候召具、行列奉行任御主人御行列、幕仕切

之外ニ次第ニ立置可申候事、右幕仕切者菊亭様御門前ニ有之候事、

一、御供奉之節、次将之御方召具之隨身之外、悉被除御行列

候事、右被除候召具之輩、群行之中ニ入、穩便ニ可被通候事、

一、御行列書之通、召具之輩急度可被相守候事、

一、於桜町御所、雑人御台所門ヨリ可有往来候事、

一、於桜町御所茂召具両人之外、可被留御門外事、右被留御門外

候召具、東之幕仕切之外へ可出候事、

劍璽渡御

一、大路大幔之内、堅被禁雑人候事、

一、御供奉之節、召具下部之類悉被除御行列候、大将・次将

之御方之召具者一向被除候事、右被除候召具之輩群行之中ニ入、穩便

ニ可被通候事、

一、御行列書之通、召具之輩可被相守候事、

一、桜町御所御門内、召具兩人之外、被召連間敷候事、

一、桜町御所御門外、東大幔之外ニ枉御主人御行列次第立置可申候事、

一、於 禁裏御所、召具兩人之外ハ可被留四足御門之外候事、

右被留候召具、御門外、西大幔之外可出候事、

一、四足御門之内、被召連候召具、諸大夫間之前江可退候事、

右之条々、行列奉行可被下知候間、急度相守候様ニ召具之輩

ハ可被仰付候、於其外之儀度、惣而行列奉行差図可仕候間、相守候様、可被仰付候、此旨可申入由被申付候也、

日野西弁家 雑掌

四月

坊城頭弁家 雑掌

中山大納言家 雑掌

右一通

『公卿補任』によれば、日野西資興は、五月二日に行われた新帝の桜町殿行幸の弁と劍璽渡御の奉行を勤めているが、この制約及び禁止事項は、三家の雑掌が連名で出している。

その主な内容は、踐祚する皇太子による讓位する天皇御所への行幸と劍璽渡御の行列における禁止事項として、行幸の場合には、行列に供奉する公家が所定の数以上の従者を伴うことを禁止する

ものであり、劍璽渡御の場合は、さらに嚴格になり、大幔が張られた行列が通る大路には、従者や一般の人々は一切の立ち入りを禁止するというものであった。これは先述したように関白一条の意向に基づくものであった。

劍璽渡御というように、劍璽は御神体であり、自ら移動するとされている以上、大幔を引いて人目に触れないようにするのであるが、朝廷の機微に触れることがらだけに、特に一般の人々の参観は避けたかったのである。ただし行幸・劍璽渡御ともに従者の場合は、行列に穩便に入ることの内々には許可するとの記述もみえ、柔軟に対応していたことが窺える。

また従者の件に限らず、全般的に京都所司代から派遣された行列奉行の指示に従うように命じており、「制禁之条々」を出した目的の一つに武家による統制が円滑に行われることがあったことを指摘できる。

同三十日、中山は参内して関白一条に面会し、行幸・劍璽渡御における桜町殿の鋪設図と行幸における内裏南殿出御の図を提出した。関白は天皇にそれらを御覽に入れ、裁可を受けた。また同条には、「一、非役之堂上・地下不可交行列之由可被触之旨示告武家伝奏了、」とあり、関白一条の指示により、中山が、当日、役に就いていない堂上公家と地下官人は行列に交じらないように触れを出すことを武家伝奏に要請したことがわかる。

五月一日、警固々関が行われた。行幸と讓位儀式当日の五月二

日条には、「一、劍璽渡御以前、与頭弁参内、便檢察大路・大幔・筵道ホ了、」とあり、劍璽渡御の前に中山と坊城が参内し、劍璽渡御の際に使用される大路・大幔・筵道などを檢察した。同条には次のような注目すべき記事がみえる。

一、牧野備後守并田中出羽守・山木筑前守・山口安房守・鈴木飛驒守等着衣冠、在路、傍伏、觀行列、備後従者二人着布衣、自余無従者、又於桜町殿、葉室大納言・八条前宰相亦告予曰、彼等望申仰觀 劍璽渡御、宜処分、答曰、大路引幔、為制無用之人也、彼等有何要乎、又於見物之志者頗狼藉之所望、不可許、卿等強而請諾、又備後布衣従者同望申云々、予発色曰、備後党猶不請、況於下品之者乎、卿等在方卿之列不憶朝廷之威儀、諂諛武臣、有何面目乎、於今日之事者予商量也、決而不可許、此後、有種々之媒、終許、彼五輩末代之風俗為之、如何、

これによれば、京都所司代牧野備後守貞通⁽⁸¹⁾・禁裏付武家田中出羽守勝芳⁽⁸³⁾・山木筑前守正信⁽⁸⁴⁾・鈴木飛驒守利祐⁽⁸⁵⁾・新院付武家山口安房守直倫⁽⁸⁶⁾の五名の武家と牧野の従者二人が路傍に伏して劍璽渡御の行列が通るのを観ていた。

そのとき桜町殿において武家伝奏葉室頼胤⁽⁸⁷⁾と議奏八条隆英⁽⁸⁸⁾が讓位伝奏中山栄親に対して彼ら五名の武家が劍璽渡御の觀覽を希望しており、対応するように指示していた。

中山は、「大路に幔を引くのは無用の人が見物することを制する

ためである。彼らに何の必要があるのか。また觀覽の希望自体が極めて無礼なものであり、許可することはできない。武家伝奏・議奏の兩名は、無理に要請を承諾している。」と述べた。

さらに葉室と八条は中山に牧野備後守の従者も同様に希望している旨を伝えた。

これに対し、中山は色をなして、「備後守従者の要請は受けないし、下品の者においては尚更である。武家伝奏や議奏は朝廷の威儀を考慮せず、武臣に阿諛しており、何の面目があるのか。」と述べている。これは、四月二日以降に示されてきた閑白の指示を背景としたものであろうが、中山は今日のことは自らの考えであり、決して許可することはできなかったが、この後、様々な仲介があり、最終的に許可したと記している。

この日は、午前十時頃から桜町殿への行幸と讓位の節会が行われ、午後四時近くに終了後、劍璽渡御の儀が行われた。午後五時以降、新主御所の儀、清涼殿の母舎にある大床子に天皇が着座して行う正式な食事であり、臣下も陪膳した大床子御膳⁽⁸⁷⁾、儀式的な大床子御膳⁽⁸⁸⁾に対するもので、天皇がとる簡単な食事であった朝餉⁽⁸⁹⁾、内侍所御供、宮廷殿舎の災害を予防し、平安を祈願する宮中祭儀であった大殿祭⁽⁹⁰⁾があり、讓位伝奏中山が御所より退出したのが、午前二時頃であった。

同日には、大庄子御膳、朝餉、内侍所御供があり、同四日には、閑閑解陣、大床子御膳、朝餉、内侍所御供が行われた。同七

日には、先帝への尊号宣下が行われた。

おわりに

慶長十六（一六一一）年における皇位継承儀式の準備過程において注目すべきことは、武家伝奏であった広橋兼勝と勸修寺光豊が後水尾天皇の即位伝奏を兼任していたことである。これは同年における皇位継承儀式の準備が、家康の意向を背景にした武家伝奏によって統括されていたことを象徴的に示していると言えよう。また、讓位や即位儀式に先立って同十五（一六一〇）年に行われた政仁親王の元服も家康の意向により行われ、ここでは武家伝奏が深く関与していた。

慶長十五年における將軍徳川秀忠の意向による大炊御門経頼の神宮伝奏更迭と西園寺実益の還補、同十六年における皇位継承儀式の準備が大御所徳川家康の意向の下に武家伝奏広橋兼勝と勸修寺光豊が即位伝奏を兼任するかたちで指揮されていたことは、大御所・將軍が神宮伝奏人事を決定することを通じて朝廷の神宮行政を統括したり、武家伝奏を通じて儀式の準備や執行を統括したりすることにより、「大御所・將軍―伝奏」の指揮系統を通じて朝廷政務機構を掌握しようとした一環であったと考える。

また家康が西園寺実益や勸修寺光豊と私的な面でも親近な関係を築いていたことも注目される。つまり家康は、実務能力に秀で

た特定の公家たちを近臣化し、私的にも交際して信頼関係を深めるなかで、彼らを伝奏に指名し、朝廷政務機構を掌握したと考える。

その後の皇位継承儀式を担当した伝奏人事をみていくと、寛永二十（一六四三）年における明正天皇から後光明天皇へ皇位継承の過程で東宮元服伝奏が、宝永五（一七〇八）年における東山天皇讓位の際には、讓位伝奏が新たに設けられ、彼らが天皇・院の近臣層や摂家の側近から補任されていることが注目される。

その院政期を含む霊元天皇の治世下において、寛文三（一六六三）年に議奏が創設され、内々番と外様番に分けられていた禁裏小番に、新たに近習小番も設置されるなど天皇の意向を朝廷に反映させるための職制が整備された。同時期の朝廷では大嘗会など各種の朝廷儀式が再興された。⁹²⁾

こうした朝儀の再興や振興が企図されるなかで、武家伝奏とは別に天皇・院・摂家の直下でその儀式準備を専任で担当する役職が必要とされ、中世において廃絶していたが、再び設置されたのが、元服伝奏、讓位伝奏、大嘗会伝奏、立太子伝奏といった皇位継承に関する儀式伝奏であった。霊元や摂政近衛は、それらの役職に自らの近臣や側近を補任して皇位継承儀式の執行体制を整備し、その準備を円滑に進めようとしたと考える。

宝永八（一七一）年における中御門天皇元服儀式の準備は、摂政近衛家熙が統括し、⁹³⁾元服伝奏・元服奉行を補任し、両者に官

務・局務・出納を指揮させている。

即ち、皇位継承儀式の指揮系統が、慶長十六年における大御所・將軍―武家伝奏―奉行―官務・局務・出納―地下官人から寛永七（一六三〇）年における朝廷統制機構の確立を経て、院―摂政―儀式伝奏―儀式奉行―官務・局務・出納―地下官人に変化したと考える。

ただ、その後も武家伝奏は、儀式執行に際して必要な式場の整備や物品の調達、下行米の給付などについて判断し、認可する権限を有しており、儀式伝奏と協力してその準備にあたった。

延享四（一七四七）年における桜町天皇の讓位伝奏を勤めた中山栄親は、関白一条道香と頻繁に面会して、その詳細な指示のもとに準備にあたった。関白の監督は一種類毎の備品数にまで及ぶものであった。

讓位伝奏の機能をまとめると、^{（1）}地下官人による奉仕や備品調達希望の願書受付、^{（2）}式場や新帝の行幸・劍璽渡御に用いる道路の整備・点検、^{（3）}備品の調達や修補を地下官人へ指示すること、^{（4）}式次第の作成、^{（5）}新帝行幸・劍璽渡御における公家・武家などの統制などであり、武家伝奏とも設営や物品調達などで連携し、武家伝奏が地下官人の配役について讓位伝奏中山に相談することもあった。

讓位伝奏中山の活動で注目すべきことが三点ある。一点目は、讓位当日が雨天であった場合の対応について、関白一条が指示し

た対応策は現実的ではないとし、日頃の古記録研究によって得ていた知見に基づいて具体的な提案を行い、関白一条もこれを認めたといいことである。儀式伝奏の主體的な機能を示すものであると言えよう。

二点目は、中山は関白一条の指示を受け、行幸・劍璽渡御・警固々関に供奉する公家や武家たちに当日の制約及び禁止事項を伝達したことである。その主な内容は、踐祚する皇太子による讓位する天皇御所への行幸と劍璽渡御の行列における禁止事項として、行幸の場合は、行列に供奉する公家が所定の数以上の従者を伴うことを禁止するものであり、劍璽渡御の場合は、さらに厳格になり、大幔が張られた行列が通る大路には、従者や一般の人々は一切の立ち入りを禁止するというものであった。

これは、劍璽渡御や行幸の通路を覆う大幔の大きさを宝永度よりも増加させることを命じたことからわかるように、皇位継承儀式の核心にあたる部分を衆目に触れさせたくないという関白一条の意向に基づくものと考えられるが、この「制禁之条々」では、武家の警固や行列奉行の指示に従うようにとも命じており、武家による行列の統制が円滑に行われることも目的の一つであった。

三点目は、武家伝奏や議奏から要請された、京都所司代や禁裏付武家らによる劍璽渡御觀覽の希望を「無礼」であるとして、当初は許可せず、武家に阿諛して觀覽希望を承諾してきた武家伝奏や議奏を「朝廷之威儀」を考慮しない者たちであると批判するな

ど、儀礼執行に責任をもつ立場として自らの意思を鮮明にして対応していることである。

このことは、大御所や将軍が武家伝奏を通じて細かく儀式執行に干渉していた幕府の成立当初と比較すると大きく変化した点である。即ち朝廷政務機構のなかで京都所司代など武家の意向を背景とする武家伝奏と「朝廷之威儀」を強く意識した儀式伝奏中山が、関白一条の権力を背景として対等の立場で儀式運営を行っていたことを示すものである。それは、駕輿丁の装束や儀式に要する備品など儀式準備の細目について儀式伝奏が掌握し、武家伝奏からの問い合わせに対して、自らの判断を示していたことから言えることである。

二、三点目からは、讓位伝奏中山が儀式執行の範囲内ではあるが、武家伝奏や議奏以上に朝廷を統制する立場に立っていたことを指摘することができる。高埜利彦氏によれば、一七五八年の宝暦事件では、弛緩していた朝廷統制機構を引締める意図から摂家主導による弾圧がなされたが、延享四年における讓位伝奏中山栄親の活動や対応は、朝廷の政務や統制機構が変容していく萌芽として注目に値すると考える。

註

- (1) 藤井讓治「江戸幕府の成立と天皇」(『講座・前近代の天皇』二 青木書店 一九九三年) 一一八頁
- (2) 前掲註(1)藤井論文 一二四・一二九・一三〇・一四二頁
- (3) 武部敏夫「議奏日次案に就いて」(『高橋隆三先生喜寿記念論集 古記録の研究』続群書類従完成会 一九七〇年)
- (4) 母利美和「禁裏小番内々衆の再編―後水尾天皇側近衆の動向―」(『日本史研究』二七七 一九八五年)
- (5) 田中暁龍「江戸時代議奏制の成立について」(『史海』三四 一九八七年)
- (6) 平井誠二「確立期の議奏について」(『中央大学文学部史学科紀要』三三 一九八八年)
- (7) 前掲註(6)平井論文 二二・二三頁
- (8) 高埜利彦「江戸幕府の朝廷支配」(『日本史研究』三一 一九八九年) 四八・四九頁
- (9) 『古事類苑 官位部一』(吉川弘文館 一九七七年) 六五〇～六八〇頁
- (10) 今廣道「江戸時代の武家伝奏―久我信通『公武御用雑記』を中心に―」(『古記録の研究』続群書類従完成会 一九七〇年)・大屋敷佳子「幕藩制国家における武家伝奏の機能」(1) (2) (『論集きんせい』七・八 一九八二・一九

八三年)・平井誠二「武家伝奏の補任について」(『日本歴史』四二二 一九八三年)・所功「賀茂奏事始」の基礎的研究」(『京都産業大学日本文化研究所紀要』二 一九九六年)・所功「神宮奏事始と賀茂奏事始」(『瑞垣』百七九 一九九八年)・拙稿①「神宮伝奏の成立について」(『学習院大学人文科学論集』八 一九九九年)・拙稿②「神宮伝奏の補任について」(『学習院史学』三八 二〇〇〇年)・岸本香織「下鴨社家日記にみる賀茂伝奏と下鴨社惣代―延宝期を中心に―」(『史窓』五七 二〇〇〇年)・今江廣道「正親町実連賀茂伝奏記」―翻刻と解題―(『大倉山論集』四八 二〇〇二年)・拙稿③「近世神宮伝奏の性格変化」(『日本歴史』六八九 二〇〇五年)・拙稿④「近世朝廷と神宮式年遷宮」(『近世の天皇・朝廷研究 第一号 第一回大会成果報告集』二〇〇八年)・拙稿⑤「神宮奏事始の成立」(『皇學館大学史料編纂所報』二二八 二〇一〇年)・拙稿⑥「近世の神宮奏事始」(『皇學館論叢』四四―一 二〇一一年)・拙稿⑦「近世の神宮例幣使発遣」(『近世の天皇・朝廷研究 第四号 第四回大会成果報告集』二〇一二年)・平井誠二「武家伝奏と高家」(『近世の天皇・朝廷研究 第五号 第五回大会成果報告集』二〇一三年)・拙著『神宮雜事』(皇學館大学研究開発推進センター 二〇一四年)同書は、『神宮雜事』第一冊から第六冊までの本文の翻刻と「宮内庁書陵部蔵

『神宮雜事』について」と題する解題からなる。

- (11) 和田英松「御即位礼大嘗祭の沿革」(『國学院雜誌』二二一九 一九一五年) 二七頁・奥野高広「皇室御經濟史の研究後篇」(中央公論社 一九四四年) 一九四頁・武部敏男「貞享度大嘗会の再興について」(『書陵部紀要』四 一九五四年) 五八頁・須田肇「近世の内膳司について」(『学習院大学史料館紀要』五 一九八九年)・久保貴子「近世の朝廷運営」(岩田書院 一九九八年) 二四三―二四六頁

- (12) 拙稿⑧「中世儀式伝奏の成立」(皇學館大学史料編纂所報『史料』一九四 二〇〇四年)・同⑨「中世儀式伝奏の補任」(『皇學館論叢』三七―五 二〇〇四年)・同⑩「近世儀式伝奏の補任」(学習院大学人文科学研究所『人文』三)

- (13) 井原今朝男「甘露寺親長の儀式伝奏と『伝奏記』の作成―室町後期における公家官制史の一考察―」(吉岡眞之・小川剛生編『禁裏本と古典学』塙書房 二〇〇九年) 後に、井原今朝男『室町廷臣社会論』(塙書房 二〇一四年) 第一部第四章に補筆して収録。

- (14) 西村慎太郎「近世後期の即位儀礼をめぐる動向」(『近世の天皇・朝廷研究 第三号 第三回大会成果報告集』二〇一〇年

- (15) 児玉幸多編『日本史小百科 天皇』東京堂出版 一九七八年) 六四頁

- (16) 山口和夫「近世の家職」(『岩波講座 日本通史』十四 岩波書店 一九九五年) 三四頁・橋本政宣「即位灌頂と二条家(上)」(『東京大学史料編纂所紀要』八 一九九八年)・同「即位灌頂と二条家(下)」(『東京大学史料編纂所紀要』九 一九九九年)
- (17) 高埜利彦「近世における即位儀礼」(『即位の礼』と大嘗祭』 青木書店 一九九〇年)
- (18) 前掲註(11)久保著書 四三〜五七頁 第一章第二節「女院制度と皇位継承に見る幕府と朝廷」・一二二〜一二七頁 第二章第四節「靈元天皇の讓位」・一二二〜一二七頁 第五章第三節「後桃園天皇の皇位継承とその死」
- (19) 野村玄『日本近世国家の確立と天皇』(清文堂 二〇〇六年) 一五六〜一七六頁 第三部第一章第二節「女帝即位に至る朝幕双方の動向」・一七七〜二〇一頁 第二章「後光明天皇の即位と江戸幕府」・二七一〜二九四頁 第四部第三章「後西天皇の讓位と「天子御作法」」
- (20) 村和明『近世の朝廷制度と朝幕関係』(東京大学出版会 二〇一三年) 一一二〜一二五頁 第Ⅱ部第1章「靈元院の讓位と仙洞御所機構の確立」・一六八〜一七一頁 同第3章一「桜町院の讓位と仙洞御所」
- (21) 山口和夫「神仏習合と近世天皇の祭祀―神事・仏事・即位灌頂・大嘗祭―島蘭進・高埜利彦・林淳・若尾政希編」シ
- リーズ日本人と宗教―近世から近代へ 第一卷 將軍と天皇」(春秋社 二〇一四年)第一章として収録。
- (22) 岡田精司「即位儀礼と大嘗祭の成立」(『歴史読本 特集 天皇即位 謎の大嘗祭』一九九〇年) 十四頁
- (23) 前掲註(11)和田論文 二七頁
- (24) 前掲註(1)藤井論文 一二一〜一二四頁
- (25) 前掲註(14)西村論文 七三頁
- (26) 『後陽成天皇実録』所収。
- (27) 『後陽成天皇実録』所収。
- (28) 『新訂増補国史大系 第十四卷 続史愚抄 中篇』七八六頁
- (29) 『後水尾天皇実録』所収。
- (30) 中村義雄「元服儀礼の研究―天皇元服について」(『二松学舎大学論集』昭和四十年 一九六五年) 五五頁
- (31) 『後水尾天皇実録』所収。
- (32) 『後水尾天皇実録』所収。
- (33) 『新訂増補国史大系 第十五卷 続史愚抄 後篇』三頁
- (34) 前掲註(10)平井論文「武家伝奏の補任について」五一〜五三頁「武家伝奏補任一覧表」また、平井氏によれば、江戸時代の武家伝奏については、慶長八(一六〇三)年二月十日における徳川家康に対する將軍宣下に際し、広橋兼勝・勸修寺光豊の二名が口宣案を持参・披露したのが始まりとさ

れるが、この説に対する疑義をはじめ、両名の補任時期については複数の見解がある。前掲註(10)平井論文「武家伝奏と高家」四頁

(35) 『後水尾天皇実録』所収。

(36) 武家昵近衆については、藤井讓治氏が、慶長八(一六〇

三)年における家康の参内に際して設定され、將軍の参内や院参への供が慣例化し、独占されていたことなどを明らかにしている。前掲註(1)藤井論文 一三二・一三三頁。また、

田中暁龍氏は、慶長十(一六〇五)年四月十日、將軍参内時には唐門の外まで送迎して扈從し、御前における將軍の酌を受ける「御通」には昵近衆のみが招かれるのが通例であったことを明らかにしている。田中暁龍「中近世の禁裏小番と武家昵近衆」(『近世の天皇・朝廷研究 第五号 第五回大会成果報告集』一〇一三年) 三一・三二頁

(37) 『大日本史料 第十二編之七』

(38) 『大日本史料 第十二編之七』

(39) 前掲註(10)拙稿② 六六〜七十頁「神宮伝奏・神宮上卿補任一覧」

(40) 『大日本史料 第十二編之十一』

(41) 『後光明天皇実録』所収。

(42) 橋本政宣編『公家事典』(吉川弘文館 二〇一〇年) 五三三頁

(43) 前掲註(12)拙稿⑩ 一三二〜一三六頁「近世儀式伝奏一覧」

(44) 前掲註(10)平井論文「武家伝奏の補任について」 五一〜五三頁「武家伝奏補任一覧表」

(45) 『後西天皇実録』所収。

(46) 『靈元天皇実録』所収。

(47) 前掲註(11)武部論文 六二〜六三頁

(48) 田中暁龍「江戸時代近習公家衆について―靈元天皇近習衆を中心に―」(『東京学芸大学付属高等学校大泉校舎研究紀要』十五 一九九〇年) 六六頁

(49) 「武家伝奏・議奏一覧」(『日本史総覧』補卷Ⅱ 新人物往来社 一九八六年)

(50) 前掲註(10)平井論文「武家伝奏の補任について」 五一〜五三頁「武家伝奏補任一覧表」

(51) 宮内庁書陵部 三五五〜二四六 一冊

(52) 前掲註(11)武部論文 六三〜六五頁

(53) 今江広道「江戸時代の大嘗祭」(『国学院雑誌』九一〜七一九九〇年)

(54) 前掲註(10)拙稿② 六六〜七十頁「神宮伝奏・神宮上卿補任一覧」

(55) 『東山天皇実録』所収。

(56) 前掲註(11)久保著書 一一六頁

- (57) 『新訂増補国史大系 第十五巻 統史愚抄 後篇』 二五
八頁
- (58) 『章弘宿禰記』 十一(宮内庁書陵部 F九一―一三七 全十
五冊) 宝永八(一七一―)年一月一日条
- (59) 宮内庁書陵部 柳一〇三四 一冊
- (60) 前掲註(10) 拙稿② 六六―七十頁「神宮伝奏・神宮上卿
補任一覧」
- (61) 前掲註(49)「武家伝奏・議奏一覧」
- (62) 山口和夫「靈元院政について」(今谷明・高埜利彦編『中
近世の宗教と国家』岩田書院 一九九八年)三一八・三一九
頁
- (63) 『日本国語大辞典 八』(小学館) 六九七頁
- (64) 前掲註(57)『統史愚抄』 三八三・三八五・三八六頁
- (65) 『通兄公記 第三』(統群書類従完成会)
- (66) 『通兄公記 第四』(統群書類従完成会)
- (67) 『中御門天皇実録』 所収。
- (68) 『中御門天皇実録』 所収。
- (69) 『中御門天皇実録』 所収。
- (70) 前掲註(12) 拙稿⑩ 一三三―一三六頁〔近世儀式伝奏一
覧〕
- (71) 『新訂増補国史大系 公卿補任 第四篇』 宝暦四(一七
五四)年の項
- (72) 宮内庁書陵部 柳一五六一 一冊
- (73) 前掲註(12) 拙稿⑩ 一三八・一三九頁
- (74) 前掲註(10) 拙稿② 六六―七十頁「神宮伝奏・神宮上
卿補任一覧」
- (75) 前掲註(10) 拙稿③ 一三二・一三三頁
- (76) 前掲註(12) 拙稿⑩ 一四〇頁
- (77) 石川和外氏によれば、執次(取次)とは、御所の経済面
での運営を担当していた口向諸役人を統轄していた地下官人
のことである。石川和外「禁裏付武家―朝廷内の旗本―」(高
埜利彦編『身分的周縁と近世社会』8 朝廷をとりまく人びと』
(吉川弘文館 二〇〇七年) 一四三・一四四頁
- (78) 『有職故実大辞典』(吉川弘文館 一九九五年) 二六五
頁 武部敏男「劍璽渡御」の項
- (79) 前掲註(71)『公卿補任』 延享四(一七四七)年の項
- (80) 前掲註(71)『公卿補任』 延享四年の項
- (81) 『通兄公記 第七』(統群書類従完成会) 延享二(一七
四五)年九月一日条
- (82) 石川和外氏は、寛永二十(一六四三)年、幕府は後光明天
皇即位を契機に禁裏・新院を監督する禁裏付武家・新院付武
家を設置したこと、禁裏付武家の職務の中心となったのは、
御所の門の警備と禁裏でかかる諸経費の監査であったことを
明らかにしている。前掲註(77) 石川論文 一四〇―一四二

頁

(83) 『通兄公記 第九』(続群書類従完成会) 寛延二(一七四九)年一月二九日条

(84) 『通兄公記 第九』(続群書類従完成会) 寛延二年五月四日条

(85) 『通兄公記 第九』(続群書類従完成会) 寛延二年一月二九日条

(86) 『通兄公記 第九』(続群書類従完成会) 延享五(一七四八)年一月二八日条

(87) 『日本国語大辞典 六』(小学館) 一二八七頁

(88) 『日本国語大辞典 一』(小学館) 二〇五頁

(89) 『神道史大辞典』(吉川弘文館 二〇〇四年) 一四八頁
山上伊豆母「大殿祭」の項

(90) 前掲註(6) 平井論文 二一・二二頁

(91) 前掲註(48) 田中論文 六五頁

(92) 前掲註(11) 武部論文

(93) 久保貴子氏は、宝永六(一七〇九)年に讓位した東山上皇は院政に臨み、中御門天皇の元服加冠に絡めて、信頼する基熙・家熙父子の活躍に報いるために基熙を長年断絶していた太政大臣に任じることにしており、基熙・家熙父子が当時の朝廷運営を主導し得た背景を明らかにしている。前掲

註(11) 久保著書 一七六頁

(94) 高埜利彦「後期幕藩制と天皇」(『講座・前近代の天皇』

二 青木書店 一九九三年) 一八五・一九二〜一九六頁

〔付記〕

本稿は、二〇一四年九月二八日に学習院大学において開催された「近世の天皇・朝廷研究 第六回大会」において筆者が行った自由論題研究発表について、当日、山口和夫氏より賜った御教示に基づき、その内容を一部修正して文章化したものである。また、山口氏を始めとして高埜利彦氏・村和明氏からは貴重な御質問を賜った。御三方に心より感謝を申し上げます。

(海陽中等教育学校教諭)